

佐賀県特別高圧電気料金高騰緊急対策補助金交付要綱

(テナントを有する企業等用)

(令和6年8月～10月、令和7年1月～3月分)

(趣旨)

第1条 知事は、電気料金の高騰に伴い、国が実施している「電気・ガス激変緩和対策事業」の対象外となっている特別高圧で受電する企業等の負担を軽減するため、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）並びに、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定するもの（これと同規模の法人を含む）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定するものをいう。

ただし、次のいずれかに該当するものは中小企業とみなさないものとする。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(2) 大企業等 前号（ただし書きア、イ及びウを除く。）に該当しないものをいう。

(3) テナントを有する企業等 (1) 及び (2) のうち、電気料金を負担する別の企業等（以下、「テナント事業者」という。）がいるものをいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助の対象事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、県内で受電する特別高圧に関し、小売電気事業者と特別高圧受電契約を締結し、電気料金を負担している企業等（国及び地方公共団体（公営企業を含む）は除く。）とする。

2 補助対象事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であ

ってはならない。また、次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助対象経費及びこれに対する補助金額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 補助対象事業者は、規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に定める書類を添付し、知事に提出しなければならない。

	提出書類
①	電力使用量実績報告書【様式2-1】 ※控除対象施設（設備）がある場合は、様式2-1（別紙）を提出すること
②	事業者別電力使用量一覧【様式2-2】
③	誓約書【様式3】
④	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し ※発行から3ヵ月以内
⑤	契約種別が特別高圧受電契約に属することが確認できる書類 例) 電力会社との電力（受電）契約書の写し
⑥	補助対象期間の電力使用量が確認できる書類 例) 電力会社からの請求書の写し
⑦	銀行名、支店名、口座番号、口座名義（フリガナ）が確認できる書類 例) 振込先口座の通帳の写し（表紙+見開き1, 2ページ） ※申請者と口座名義人が異なる場合は、委任状を提出すること

⑧	その他知事が必要と認める書類
---	----------------

2 前項の補助金交付申請書兼請求書の提出部数は1部とし、令和6年8月から10月までの電力使用量が確定した後及び令和7年1月から3月までの電力使用量が確定した後に、提出するものとする。

3 知事は、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請及び実績報告に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定及び額の確定をすることがある。

(補助金の交付条件)

第6条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管すること。
- (3) 交付決定日から3か月以内又は補助金が交付された日の属する年度の3月15日までのいずれか早い日までに、電力使用量に応じた補助相当額をテナント事業者へ還元すること。

(補助金の交付)

第7条 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第1号のとおりとする。ただし、第5条第3項の規定により交付申請額から減額があった場合は、交付決定額を支払うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の日から10日以内とする。

(補助金の交付決定の取消し)

第9条 知事は、次に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、本人の責に帰すべき事由でない場合はこの限りではない。

- (1) 補助対象事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく県の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助対象事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

2 前項の規定は、補助金を交付した後についても適用する。

(補助金の返還)

第 10 条 知事は、交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、その返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた補助対象事業者は、知事が指定する期日までに、遅滞なく補助金を返還しなければならない。また、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助事業実施後の報告)

第 11 条 知事は、補助事業終了後も、必要があると認めるときは、補助対象事業者に対し、期日を定め、報告を求めることができる。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 12 月 17 日から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	令和6年8月から10月までの期間または令和7年1月から3月までの期間に特別高圧で受電した電力使用量に係る電気料金			
補助金額	<p>【算定方法】</p> <p>令和6年8月から10月までの期間及び令和7年1月から3月までの期間において特別高圧を受電し、検針により請求のあった電力使用量（証拠書類によって使用量が確認できるものに限る。）の各期間ごとの累計に補助単価を乗じて得た額（千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。）。</p> <p>【補助単価及び補助上限額】</p>			
	区分	期間	補助単価	補助上限額
	中小企業	令和6年8月、9月	2.0 円/kWh	—
		令和6年10月、 令和7年1月、2月	1.3 円/kWh	—
		令和7年3月	0.7 円/kWh	—
	大企業等	令和6年8月、9月	1.0 円/kWh	通算で 2億円
		令和6年10月、 令和7年1月、2月	0.7 円/kWh	
令和7年3月		0.4 円/kWh		